

令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 虐待や経済的な理由等により一時的に自宅に帰ることができない子どもたちに宿泊機能を備えた安心できる居場所を提供するNPO法人等(以下、「団体」という。)に対し、その事業運営に必要な経費の一部を補助することにより、当事業の円滑な実施と子どもたちの精神の安定を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 定款又は会則を備えていること
- (3) 活動拠点が区内にあり、かつ区内で活動していること
- (4) 別表1に示す設備等を有する宿泊機能を備えた子どもの居場所について、法人事業として区内で1年間以上の運営実績を有すること
- (5) 営利的、政治的又は宗教的な目的を有するものではないこと
- (6) 本事業の趣旨及び区の子ども若者施策に賛同し、令和9年3月31日までの運営が可能な団体であること
- (7) 豊島区暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第2号に規定する暴力団員、及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (8) 公序良俗に反していない等、補助金の交付を受けるにあたり適当であると認められること。

(補助金の交付対象経費等)

第3条 補助金の対象経費及びこれに対する補助率等は第1条の事業に関する別表2の経費とし、交付額は予算の定める額を限度とする。

(補助対象外経費)

第4条 第3条に掲げる経費以外は補助対象とすることができない。以下はその例示である。

- (1) 事業に直接必要とされない経費(懇親会・旅行等の経費、弔電・香典・お祝い等の交際費、公租公課費、基金・積立金等)
- (2) 使途が特定できない予備費、雑費、繰越金等
- (3) その他の補助金等が充当される経費

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、区長が指定する期日までに、「令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付申請書」(別記第1号様式)に添付資料を添えて区長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 区長は、前条による補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により内容が適正であると認めたときは補助金の交付決定をするものとする。

- 2 区長は、前項の場合において適正な補助を行うため、必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて補助の決定をすることができる。
- 3 区長は、補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは条件を附することができる。
- 4 区長は、補助金の交付決定をしたときは、「令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付決定通知書」(別記第2号様式)により申請をした団体に通知するものとする。

(補助金の変更等)

第8条 補助事業者は、第6条に定める補助金の交付申請を行った場合において、その前提となる計画・内容等に変更(中止・廃止・自己遅延等を含む。軽微なものを除く。)が生じる場合、別記第3号様式による「令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付変更・中止・廃止申請書」(以下「変更申請書」という。)を予め区長に提出しなければならない。ただし、予期せぬ変更については、補助金の交付を申請した事業年度内かつ変更事由の発生日から起算して30日以内に変更申請書を提出するものとする。

- 2 区長は、前項による変更申請書が提出された場合、別記第4号様式による「令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付変更・中止・廃止承認書」(以下「変更承認書」という。)により補助事業者に通知する。
- 3 区長は、変更申請書の内容に不備等があると認められる場合は、補助事業者に変更申請書の再提出を求めることができる。
- 4 区長は、第1項及び第3項に規定する提出すべき変更申請書を補助事業者が提出しないときは、補助事業者に対して変更申請書の提出に係る督促を行うことができる。
- 5 区長は、前項の督促を行ってもなお第1項及び第3項に規定する提出すべき変更申請書を

補助事業者が提出しないとき、及び故意又は重大な過失より第1項及び第3項に規定する提出すべき変更申請書を補助事業者が提出しないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 6 変更申請書及び変更承認書により補助金の交付額に変更が生じた場合には、当該変更額について、補助金の交付を受けた事業年度内かつ変更承認書の通知日から起算して30日以内に交付又は変換するものとする。ただし、未交付額がある場合は、未交付額の加算または減算によることができる。

(状況報告及び是正措置)

第9条 区長は、地方自治法第221条第2項の規定により、補助金の交付に係る調査をし、又は報告を徴することができる。

- 2 区長は、前項に規定する調査、報告及び第10条に規定する事業実績報告書の審査の結果、第3条第1項に掲げる補助対象経費の使途及び成果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置を講じること及び補助金の全部又は一部を変更を命ずることができる。

- 3 前項の措置を完了したことの確認については、第1項の規定を準用する。

- 4 第2項に規定する変換については、第14条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 事業が終了したときは、区長に対し「令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業実績報告書」(別記第5号様式)に、添付書類(事業収支報告書、領収書等)を添えて事業の実績を速やかに報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に照らして適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金額確定通知書」(別記第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、「令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金請求書」(別記第7号様式)を区長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は事業完了前に補助金の交付が必要な場合は豊島区会計事務規則第81条第1項第3号の規定による概算払いで補助金の請求を行うことがで

きる。

- 3 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払いにより補助金の交付請求を行うときは、「令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金概算払請求書」(別記第8号様式)を区長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

(決定の取消し)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止もしくは取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が補助金交付の条件のほか、本補助要綱又は法令に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適切な行為をした場合
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、「令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付決定取消通知書」(別記第8号様式)により交付団体に通知する。

(補助金の返還)

第14条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、「令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金返還命令書」(別記第10号様式)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 区長は、第11条の規定に基づき補助金の額を確定した場合において、第12条第2項の規定に基づく概算払いにより交付した補助金の額が、当該確定した額を超えているときは期限を定めて、超えた部分の返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 区長は、第13条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じた場合は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

- 2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年

10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

- 3 前2項の規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第16条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付された場合は、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は別途定める。

附則

この要綱は、令和8年9月25日から施行する。

別表1(第2条関係)

必要な設備・備品等	
宿泊機能	個室(宿泊の場合は原則一人一室を提供)、寝具
食事関連	調理スペース、調理設備(コンロ、オーブン、冷蔵庫等)椅子・テーブル(複数人が食事可能なスペース)、食器類
衛生設備	トイレ、浴室又はシャワー、洗面所、洗濯機、掃除用具等
安全設備	火災報知器、消火器※、非常口※、薬箱等 ※消防法上必要な場合
学習設備	学習机、図書等
リラックススペース	施設職員や他利用者とコミュニケーションが図れるスペース
通信設備	電話機器、Wi-Fi
その他	防災用品等

別表2(第3条関係)

補助対象経費	詳細
報酬	
給料及び職員手当(賃金)	
共催費	
報償費(諸謝金)	
旅費	
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費【会議費】、印刷製本費、光熱水費
役務費	通信費、広告料、手数料、翻訳料、保険料
委託料	
使用料及び賃借料	

各様式

別記第1号様式(第6条関係) 令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付申請書

別記第2号様式(第7条関係) 令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付決定通知書

別記第3号様式(第8条第1項関係) 令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付変更・中止・廃止承認申請書

別記第4号様式(第8条第2項関係) 令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付変更・中止・廃止申請承認書

別記第5号様式(第10条関係) 令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金実績報告兼完了報告書

別記第6号様式(第11条関係) 令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金金額確定通知書

別記第7号様式(第12条第1項関係) 令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金請求書

別記第8号様式(第12条第2項関係) 令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金概算払請求書

別記第9号様式(第13条関係) 令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付決定取消通知書

別記第10号様式(第13条関係) 令和8年度豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金返還命令書